

練馬区立美術館条例施行規則

昭和60年3月30日

教規則第9号

改正 昭和62年12月14日教規則第7号
平成5年3月31日教規則第3号
平成7年3月31日教規則第2号
平成14年3月29日教規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区立美術館条例(昭和60年3月練馬区条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 条例第7条に規定する観覧料の納入があったときは、観覧券(第1号様式)を交付するものとする。

2 前項の観覧券は、観覧料の領収書をかねるものとする。

(利用の申請および承認)

第3条 条例第9条の規定により練馬区立美術館(以下「美術館」という。)の施設を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(第2号様式)を練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による利用申請書の提出期間は、つぎの表に定める区分による。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、当該期間外においても利用申請書を受け付けることができる。

施設	利用申請書提出期間
一般展示室 企画展示室	利用予定月の6月前の月の初日から利用予定日の1月前まで
創作室	利用予定月の1月前の月の初日から利用予定日の前日まで

3 前項の場合において、利用申請書提出期間の初日が美術館の休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とする。

4 第1項の規定による利用申請書の提出時間は、午前10時から午後6時までとする。

5 利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行うものとし、同時に利用申請があったときは、受付順序を抽選で決めるものとする。

6 委員会は、第1項の申請について施設等の利用を承認したときは、申請者に利用承認書(第3号様式)を交付するものとする。

7 前項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が美術館の施設を利用しようとするときは、利用承認書を提示しなければならない。

(利用の辞退)

第4条 利用者が施設の利用を辞退しようとするときは、利用取消申請書(第4号様式)に利用承認書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請について利用の辞退を承認したときは、利用者利用取消承認書(第5号様式)を交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第5条 委員会は、条例第16条の規定により、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止したときは、利用者に対し、利用承認取消等通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(特別企画展観覧料)

第6条 条例第7条第3項に規定する観覧料(以下「特別企画展観覧料」という。)は、別表第1のとおりとする。

(観覧料または使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定により、観覧料を減額し、または免除する場合は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 区内の小・中学校の児童・生徒の引率者が、教育活動の一環として観覧するとき。免除
 - (2) 区が主催する行事の参加者が、その行事の一環として観覧するとき。免除
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。減額または免除
- 2 条例第11条の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第2のとおりとする。
- 3 前2項の規定により、観覧料または使用料の減額または免除を受けようとする者は、第3条の規定による利用の申請の際に、観覧料・使用料減免申請書(第7号様式)を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、観覧料・使用料減免申請書の提出を省略することができる。
- 4 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めたときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。
- 5 委員会は、第3項の申請に対し、減免を承認したときは、観覧料・使用料減免承認書(第8号様式)を交付するものとする。

(観覧料等の還付)

第8条 条例第12条ただし書の規定により観覧料等を還付する場合は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責に帰すことができない理由により観覧または施設を利用することができなかったとき。全額
 - (2) 利用者がつぎに掲げる日前に利用の辞退を申請し、委員会がこれを承認したとき。半額
 - ア 一般展示室および企画展示室 利用日の2月前
 - イ 創作室 利用日の10日前
- 2 観覧料または使用料の還付を受けようとする者は、観覧券または、使用料還付請求書兼領収書(第9号様式)を委員会に提出しなければならない。

(図録等の販売の承認)

第9条 利用者が展示物に係る図録、絵はがき、ポスター等を販売しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

(入館者の遵守事項)

第10条 美術館に入館した者は、つぎの各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品に触れないこと。
- (2) 展示室内でインキ、墨等を使用しないこと。

- (3) 承認を受けないで、展示品の模写、模造または撮影を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食または火気を使用しないこと。
- (5) 他の入館者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。

(施設等の損害等の届出)

第11条 入館者または施設利用者が、施設、付属設備、美術作品等に損害を与えたときは、直ちに館長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 条例第11条の規定に基づき、つぎに掲げる期間(以下「特例期間」という。)の利用に限り、条例第10条の使用料を減額する。
 - (1) 創作室 平成14年7月1日から平成15年6月30日まで
 - (2) 創作室以外の施設 平成14年10月1日から平成15年9月30日まで
- 3 前項の規定による特例期間の利用に係る使用料は、つぎのとおりとする。

施設 \ 利用単位	午前10時から午後1時まで	午後2時から午後6時まで
創作室	1,000円	1,300円
一般展示室	全日 3,200円	
企画展示室(1)	全日 6,400円	
企画展示室(2)	全日 6,400円	

- 4 前2項の規定による特例期間の利用に係る使用料の減額については、その申請の手続は、要しない。
- 5 特例期間の利用に係る使用料の第7条第2項の規定の適用については、第3項の使用料について、これを適用する。

付 則(昭和62年12月教規則第7号)

この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

付 則(平成5年3月教規則第3号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月教規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月教規則第13号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立美術館条例施行規則(以下「新規則」という。)別表に規定する観覧料については、平成14年4月1日以後の観覧に係る分について適用し、同年3月31日以前の観覧に係る分については、なお従前の例による。
- 3 新規則第7条第2項の規定(創作室の利用に係る部分に限る。)は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお、従前の例による。

練馬区立美術館条例施行規則

- 4 新規則第7条第2項の規定(創作室の利用に係る部分を除く。)は、平成14年10月1日以後の利用について適用し、同年9月30日以前の利用については、なお、従前の例による。
- 5 平成14年7月1日から同月31日までの間の利用に係る新規則付則第3項の規定の適用については、同項中「

午前10時から午後1時まで	午後2時から午後6時まで
---------------	--------------

」とあるのは、「

午前	午後
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで

」とする。

別表第1(第6条関係)

観覧料

特別企画展観覧料		割引観覧料		
		団体20人以上	65歳以上の者	身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者1人を含む。)
小・中学生	無料	無料		無料
高・大学生	300円	200円		150円
一般	500円	300円	300円	250円
75歳以上の者	無料	無料		無料

備考 身体障害者、知的障害者または精神障害者とは、障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

別表第2(第7条関係)

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、ろう学校または養護学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
6 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額
7 幼稚園、小学校、中学校、ろう学校および養護学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
9 別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出団体が創作室を創作活動等の目的のために利用するとき。	
10 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
11 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき(第5号に該当する場合を除く。)	
12 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
13 その他委員会が特に必要があると認めるとき。	免除または5割減額

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第4条関係)

第5号様式(第4条関係)

第6号様式(第5条関係)

第7号様式(第7条関係)

第8号様式(第7条関係)

第9号様式(第8条関係)